

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## 傷病手当金と所得税

**Q** : 私は、昨年ケガのために仕事を休み、社会保険庁から傷病手当金をもらいました。ところで、この傷病手当金も所得税がかかるのでしょうか。

**A** : 所得税はかかりません。

### 【解説】

傷病手当金とは、被保険者が業務外の病気やケガで仕事に就くことができず、会社から給与が受けられないとき、生活保障のために健康保険法に基づき支給されるもので、①病気やケガの療養であること、②療養のため仕事に就けないこと、③4日間以上休んでいる(はじめの3日間は連続で休んでいる)こと、④給与がカットされていること、といった要件を全て満たしている場合に支給されます。

ところで、健康保険法に基づき支給される給付は、傷病手当金の他にも療養費、分娩費、出産手当金、育児手当金、家族療養費などがありますが、そのいずれも「保険給付として支給を受けたる金品を標準として租税その他の公租を課せず」と健康保険法に規定されていますので、所得税は非課税となります。

ちなみに、傷病手当金は、所得税の医療費控除額を計算する際、医療費を補てんする保険金等には該当しません。傷病手当金のほか、出産手当金や育児手当金も同様です。一方、療養費や家族療養費、高額医療費、出産育児一時金、配偶者出産育児一時金、入院附加金は、医療費を補てんする保険金等に該当することになります。



KIMIYO・I